

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 7 条第 1 項の規定により、鶴ヶ島市学校給食センター更新施設（仮称）整備運営事業を実施する民間事業者を選定したので、同法第 8 条第 1 項の規定により客観的な評価の結果をここに公表する。

平成 23 年 10 月 18 日

鶴ヶ島市長 藤 縄 善 朗

1 事業の概要

1) 事業名称

鶴ヶ島市学校給食センター更新施設（仮称）整備運営事業

2) 公共施設等の管理者の名称

鶴ヶ島市長 藤縄 善朗

3) 事業目的

市では、現在、第一学校給食センター及び第二学校給食センターの2施設により、1日当たり約6,200食の給食を市内の全小中学校に提供している。しかし、両センターは開設後、32年、26年が経過し、経年により施設・設備機器とも老朽化が進行している。衛生管理面の脆弱さなどの課題もあり、将来にわたって安全でおいしい給食を安定的に提供するため、更新施設の整備が急務となっている。

一方では、市を取り巻く社会経済情勢や財政状況は厳しさを増しており、効果的・効率的な施設整備・管理運営が強く要請されているところである。

本事業は、PFI法に基づくものとし、本施設の設計、建設、維持管理及び運営の一部の業務を長期に、かつ、一体的に民間事業者委ねることにより、ライフサイクルコストの削減を図ろうとするものである。

また、施設の整備に当たって、高い衛生水準を確保しつつ、学校給食の意義を踏まえ、正しい食習慣の形成に資する食器類の導入、食物アレルギーに対応した給食の提供、地産地消、食文化の継承など食育の推進に寄与する施設とし、学校給食に係る施策の充実を図ることを目的とする。

4) 事業内容

(1) 事業用地：埼玉県鶴ヶ島市大字太田ヶ谷字柳戸 79番地2
同 字沼北 176番地2

(2) 敷地面積：約6,774㎡（公簿面積）

(3) 施設概要（本事業によって整備される施設及び運営等）

① 施設の供給能力

一日当たり6,500食（食缶方式、2献立）

② 施設の主要機能

本体施設：給食エリア、事務エリア、その他のエリア

付帯施設：排水処理施設、受水槽、廃棄物置場、配送車車庫、植栽、駐車場、駐輪場、構内通路、門扉・フェンス、防火貯水槽 など

③ 配送校数

小学校8校、中学校5校

5) 事業期間

事業期間は、事業契約締結日から平成40年3月末日までとする。

- ・ 施設整備期間 平成24年1月から平成25年6月まで
- ・ 開業準備期間 平成25年7月から平成25年8月まで
- ・ 維持管理・運営期間 平成25年9月から平成40年3月31日まで

6) 事業方式

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（PFI法）に基づき、市と事業契約を締結し、本事業を実施する者として選定された者が本施設を設計・建設し、当該施設の所有権を市に移管した後、事業期間中の維持管理業務及び運営業務を行う、いわゆるBTO（Build Transfer and Operate）方式とする。

2 事業者の選定の方法

事業者の選定は、入札価格と併せて、施設や設備機器の性能等、市の要求するサービス水準との適合性、維持管理や運営業務における業務遂行能力や事業計画の妥当性、安定的な事業継続を図るための仕組や資金調達計画の確実性、リスクを把握・管理しこれを負担する能力等各面から総合的に評価して落札者を決定する総合評価一般競争入札方式（地方自治法施行令第167条の10の2第1項又は第2項）により行った。

事業者の選定は、事業者の資格の有無を判断する『入札参加資格審査』と、事業者の提案内容を審査する『提案審査（基礎審査、加点項目審査など）』の二段階に分けて実施した。

3 事業者選定までの経緯

年 月 日	内 容
平成 22 年 9 月 30 日 (火)	第 1 回学校給食センター更新施設整備事業に係る P F I 事業者等 審査委員会
平成 22 年 10 月 5 日 (火)	実施方針等の公表
平成 22 年 10 月 18 日 (月)	実施方針等の説明会及び現地見学会
平成 22 年 11 月 4 日 (木)	実施方針等に関する質問・意見の受付
平成 22 年 11 月 30 日 (火)	実施方針等に関する質問・意見に対する回答の公表
平成 23 年 2 月 1 日 (火)	第 2 回審査委員会
平成 23 年 2 月 21 日 (月)	実施方針修正版公表
平成 23 年 2 月 25 日 (金)	特定事業の選定・公表
平成 23 年 4 月 5 日 (火)	入札公告 入札説明書等の公表
平成 23 年 4 月 19 日 (火)	入札説明書等に関する説明会及び現地見学会
平成 23 年 4 月 22 日 (金)	入札説明書等に関する質問・意見 (第 1 回) の受付
平成 23 年 5 月 20 日 (金)	入札説明書等に関する質問・意見 (第 1 回) に対する回答の公表 入札説明書等 (様式集) の修正
平成 23 年 6 月 1 日 (水) ～ 6 月 3 日 (金)	入札参加表明書等の受付 (参加表明書、参加資格確認申請書)
平成 23 年 6 月 8 日 (金)	入札参加資格確認結果通知
平成 23 年 6 月 20 日 (月)	入札説明書等に関する質問・意見 (第 2 回) の受付
平成 23 年 7 月 12 日 (火)	入札説明書等に関する質問・意見 (第 2 回) に対する回答の公表 入札説明書等修正版公表
平成 23 年 8 月 4 日 (木)	提案書の受付・入札及び開札
平成 23 年 8 月 18 日 (木)	第 3 回審査委員会
平成 23 年 9 月 16 日 (金)	第 4 回審査委員会 (最優秀提案者の選定)
平成 23 年 9 月 22 日 (木)	落札者の決定

4 入札参加資格審査

平成 23 年 6 月 1 日から 6 月 3 日の間に、下表の 3 グループから入札参加表明書及び参加資格確認申請書等の提出があり、入札公告及び入札説明書にて示した入札参加者の備えるべき要件の具備について確認審査した結果、いずれのグループも参加資格を有していることを確認し、平成 23 年 6 月 8 日付けで、入札参加資格確認結果通知書を各グループの代表企業へ通知した。

5 入札書及び提案書の受付

平成 23 年 8 月 4 日に入札書及び提案書の受付を行ったところ、下表の 3 グループから入札書及び提案書の提出（入札参加）があった。

<入札参加表明・入札参加グループ一覧>

(受付順)

グループ名	ニッコクトラスト	東洋食品	シダックスフードサービス
代表企業	■ (株)ニッコクトラスト	■ (株)東洋食品	■ シダックスフードサービス (株)
構 成 員	設計企業 ■ (株)日立建設設計 ■ (株)新日本設計	■ (株)山下設計	■ パシフィックコンサルタンツ (株)
	建設企業 ■ 東亜建設工業 (株)北関東営業所 ■ (株)島村工業	■ 安藤建設 (株)埼玉営業所 ■ 初雁興業 (株)	■ (株)NIPPO 関東第一支店 ■ 新日本建設 (株) ■ 高野建設 (株)鶴ヶ島営業所
	工事監理企業 ■ (株)日立建設設計 ■ (株)新日本設計	■ (株)山下設計	■ パシフィックコンサルタンツ (株)
	維持管理企業 ■ 太平ビルサービス (株)さいたま支店 ■ (株)中西製作所北関東支店	■ (株)日立ビルシステム 東関東支社	■ (株)サイオー川越営業所
	運営企業 ■ (株)ニッコクトラスト	■ (株)東洋食品	■ シダックスフードサービス (株) ■ 大新東ヒューマンサービス (株)埼玉支店
	その他企業 ■ 東上通運 (株)	■ タニコー (株)大宮営業所 ■ 三菱 UFJ リース (株) ■ 首都圏リース (株)	■ (株)フジマック北関東事業部北関東営業部

6 提案審査

1) 基礎審査

(1) 入札価格の確認

市は、平成23年8月4日に入札・開札を行い、いずれのグループも入札書に記載された入札価格が予定価格の範囲内であることを確認した。

(2) 基礎項目審査

市は、全グループの提案書に記載された内容が、落札者決定基準に示す基礎審査項目を満たしていることを確認した。

2) 加点項目審査・価格審査・総合評価

提案内容の加点項目審査は、鶴ヶ島市学校給食センター更新施設整備事業に係るPFI事業者等審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、落札者決定基準に示す加点基準・評価基準に従って行い、各グループの提案点を算定した。

価格審査は、市が落札者決定基準に示す価格評価点の計算式に従って行った。

提案点と価格評価点を合計した値を総合評価点とし、これが最も高い入札参加者を最優秀提案者として選定した。

7 落札者の決定

市は、審査委員会の審査結果（最優秀提案者の選定）を踏まえ、平成23年9月22日にAグループであるニッコクトラストグループを落札者と決定した。

<落札者>

ニッコクトラスト グループ	代表企業	(株) ニッコクトラスト
	構成員	(株) 日立建設設計 (株) 新日本設計 東亜建設工業 (株) 北関東営業所 (株) 島村工業 太平ビルサービス (株) さいたま支店 (株) 中西製作所北関東支店 東上通運 (株)

8 落札価格

落札者として決定したニッコクトラストグループの入札価格は、
金 4,985,600,390 円（消費税及び地方消費税除く）である。

9 市が直接事業を実施する場合とPFI事業として実施する場合の 財政負担額の比較

本事業を、落札者の提案に基づきPFI事業として実施することにより、市が直接事業を実施する場合と比較して、事業期間全体を通じた市の財政負担額は、約18.7%（現在価値換算後）縮減できる見込みとなった。